若越郷土研究　六十八巻二号

「南越雑話」（一一・完）　―翻刻と現代語訳―

「南越雑話」輪読会

三　「南越雑話」下巻―翻刻と現代語訳―

下巻―第四一話

一吉邦公御代、浅見徳右衛門へ御相撲ノ者トモ御預ケ遊バサレ候、或時江戸ニ罷在候節、御相撲ノ者ニ中川惣八ト申者乱心致候テ、抜身ヲ以テ御長屋ノ二階ニ罷在候ニ、御相撲ノ者トモ寄集リ如何シテ捕ヘントスレトモ皆々一人モ二階へ登ル者コレナシ、夫故徳右衛門へ其訳合相達候処早速参ラレ、只一人何ノ苦モナク二階へ上ラレ、彼惣八抜身ヲ以テ居候処へ直ニ近ヨリ捕ラレ候由皆々感心セヌハコレナシ、夫ヨリ御相撲ノ者トモ皆以イヨ〳〵恐懼イタシ候ト也

［注釈］

○浅見徳右衛門…「吉品給帳」には知行高一五〇石で浅見徳右衛門の名がみえ、「宗矩給帳」の大御番組六番にも同じく知行高一五〇石で浅見徳右衛門の名が記載されている。また、吉品が吉江藩主のころに召し出した人々のうちに浅見徳右衛門重利がいる（「続片聾記」）。重利は、柔術の流派の一つ拍子流の奥義を伝えられた雑賀重品の弟子であり（『稿本福井市史　下』）、本国は近江、生国は越前で慶安三年（一六五〇）に召し出され、元禄四年（一六九一）に嫡子重休が家督を継承している（「続片聾記」）。『藩士履歴』には知行高一五〇石で元禄四年閏八月五日に父徳右衛門から家督を継承した浅見徳右衛門についての記載があり、重休のことと考えられる。松平吉邦が福井藩主であった期間は宝永七年（一七一〇）から享保六年（一七二一）であり、この期間に福井藩士として活動していることから（『藩士履歴』）、本文中の浅見徳右衛門は重休と推測される。○御相撲ノ者トモ…福井藩に雇われていた相撲取を指すとみられる。享保二年（一七一七）八月七日、芦田図書の屋敷のあたりにあったとされる福井川手御茶屋に勧進相撲の者を召し寄せ、福井藩の御相撲の者との手合わせが行われた（「国事叢記」）。

その際、福井藩の御相撲の者には下相撲、中相撲、前頭、小結、関脇、大関、行司がおり、二番編成であった（「国事叢記」）。〇中川惣八…享保二年八月七日、福井藩の御相撲の者のうち中相撲の一人として中川宗八の名がみえる（「国事叢記」）。〇御長屋ノ二階…福井藩江戸屋敷にあった長屋の二階のことか。詳細不明。

［現代語訳］

吉邦公の時代、浅見徳右衛門に御相撲の者共をお預けなされていた。

ある時、徳右衛門が江戸にいたころ、御相撲の者のうち中川惣八と申す者が乱心いたし、抜刀して御長屋の二階にいたところ、御相撲の者共は寄り集まり、何とかして惣八を捕えようとしたが、皆々一人も二階へ上る者はいなかった。そのため、徳右衛門にその事情を伝えたところ早速現場の御長屋に来られ、たった一人で何の苦もなく二階へ上られ、かの惣八が抜刀しているところにただちに近寄り惣八を捕えられたことを皆々感心しない者はいなかった。それから御相撲の者共は皆いよいよ徳右衛門を恐れたとのことである。

（中西健太）

下巻―第四二話

一吉品公、吉江ニ御座遊バサレ候節、無足ノ者迄、軍馬、人馬、何程出ルト積リコレアリ、其余一人ニ金子何程下サルト定コレアリ、兼テ分々ニ封シ、姓名ヲシルシ、何時ニテモ手ツカヘナキ様ニナサレ置候ト也

［注釈］

〇吉江ニ御座…吉品（当時の諱は昌親）が光通から分知を受け、吉江藩主だった時期を指すか。昌親の吉江初入部は明暦元年（一六五五）六月、光通自死を受けて昌親が本藩を相続し、吉江藩が廃藩となるのは延宝二年（一六七四）五月のこと。〇無足…家臣のうち、藩から知行や切米、扶持米を与えられていない者。ここでは藩士の子弟を指すか。

［現代語訳］

吉品公が吉江にいらっしゃた際、藩から給禄を付与していない無息の者に至るまで、軍馬や人馬をどの程度軍役として徴発できるかの見積もりができていた。そのほか、軍事に際して一人に金子をどれほど下されるかという規定もあった。金子は前もってそれぞれに封をして姓名を記し、いついかなる時でも支障がおきないようなさっていたとのことである。

（長野栄俊）

下巻―第四三話

一宗矩公或時御咄ニ、最前予ニ申タル者コレ有候ハ、御城ノ性、御性ニ相生仕ラズ候間、御祈祷仰セ付ラレ然ルヘキ旨也、御返答遊バサル、ニハ、凡古今トモニ城主代々ナルトキハ、父ノ性ニ合タル城モ子ニ不合事、マ、豈スクナカランヤ、然ラハ父ノ城ヲ子ノ代ニハ築直スカ、又所ヲ替テ外ニ居住センカ、二ツノ中ナルベケレトモ、昔ヨリ城主代々其城ニ栄ルホト目出度事ニ云ナレハ、此城トテモ同シカルベシ、然ラバ祈祷ノ理アルベカラスカト御意遊バサレシ由、惣テ城ノ性ノ事、好事ノ者云シヤ、相生相対専一ニ

セバ万事際限有マジ、但又意味モ有ベケレバ、暫城ノ性ノ善悪ヲ論スルニ、常ノ家作モ同シ、新造ノ時コソ方角吉凶吟味有ベシ、以後ニ至リテ其沙汰ナシ、何程大身タリトモ、元来公ケヨリ下シ玉フ城ナレバ、朝暮国政ヲ正クセバ何国何性ニテモ長久疑ヒナシトノ仰也ト云リ

[校訂]

①合ザ□（虫損）→⑤不合

[注釈]

○御性…「家譜」（越葵文庫）によると、宗矩は「御本卦坤・御性金」。○性…陰陽道で木・火・土・金・水の五行を人の生年月日などに配当し、その相生・相剋の理によって禍福・吉凶を定めるもの（『広辞苑』）。○相生…五行説で、木から火を、火から土を、土から金を、金から水を、水から木を生じるという、五行の運行に従って互いに他を生じること（『日本国語大辞典』）。○好事…めずらしいことや変わったことに興味を持つこと（『日本国語大辞典』）。ただし、①は「好事」の間にレ点がある。

[現代語訳]

宗矩公がある時、このようなお話をなさった。「先刻、予に進言する者がいた。その者は『お城の性が公の御性に相生しておりませんので、御祈祷を仰せ付けられて然るべき』と、このようなことを申した」とのことで、公はこのような御返答をなされ、「総じて昔も今も、城主が代々受け継がれていくと、父の性に合っていた城も子には合わないということが時として、そう少なからずしてある。そうなると、父の城を子の代になって築き直すか、もしくは場所を変えて他に居住するか、二つに一つであるが、昔から城主が代々その城で栄えるほどにめでたきことはないという。この福井城も同じくあるべきであろう。それならば、祈祷をさせる理由はないのではないか」とお考えをお示しになられたそうだ。

総じて城の性のことというのは、好事者がいっているのであって、相生・相剋を追い求めていけばきりがない。しかし、また意味もあることなので、ここで少し城の性の良し悪しについて説明すると、平生の家づくりと同じである。新しくつくる時こそ、方角や吉凶が吟味されるが、それ以後、改めて吟味されることはない。どれほど大身であっても、もともと将軍家から下された城なのであるから、日々国政に意を注いでいれば、どこの国のどのような性の城であっても長久疑いなしというお考えがあっての仰せといえよう。

（堀井雅弘）

下巻―第四四話

一宗矩公御意ニ、武道ノ事ヲ、当流ノ意味トテ兼々申如ク、別ノ任トセザルハ、日本ノ武備ノ衰ヘサル験ト云ベキ事尤成事也、儒者ノ常ノ人ニ替リタル様ニ仕ナシテ、或ハアタマヲソリ、又ハ烏髪惣鬢ニナリ、十徳ヲキテ医者ナトノ如ク成行シハ、畢竟偏見ヨリ出ルハ道ノ衰ヘナラン、孝悌忠信五常ノ道、豈今日ノ人ニ替リテ別ニ一道アル如クセンヤ、武道モシ衰ヘバ、後ニハ兵法者トテナデ付ナトニナリ、書物ヲ懐ニ入テ、一流ヲタツル習シトナランカ、今主将士、上下トモニ各兵法ヲ已ガ任トシテ外ニ其任ヲ立ザルガ、武道ノヲトロヘサルヤトノ仰也ト云リ

［注釈］

○烏髪…黒い髪。また、有髪（髪の毛を剃らずに生えたままにしている）のこと。○十徳…江戸時代の儒者・医者・俳諧師・絵師などの外出着。○五常…儒教において人が常に行うべき五種の正しい道。仁・義・礼・智・信を指す。○ナデ付…なでつけ。男の結髪の一種。頭髪を結ばないで後ろへなでつけておく髪のかたち。山伏・易者・儒学者などに多かった。

［現代語訳］

宗矩公のお考えに、本務を他人に委ねて別のことをするという今風の考えとかねてから言っているように、武道のことを、武士とは別の人たちの役目としないのは、日本の戦いに対する備えがいまだ衰えていない証拠というべきであり、もっともなことである。儒者が普通の人に替わったような姿をして、或いは頭を剃って僧形となったり、また、逆に髪の毛を剃らずはやしたままにしていたり、十徳を着て医者のようになっているのは、最終的に本務を他人に委ねて別のことをするという偏った考え方になってしまうことであり、儒教の道の衰えであろう。これまで儒者たちが本務として大切にしてきた親や兄によくしたがい、主君に忠義と信義をもって仕える心や五常の道が、どうして現代の人たちに替わってから、他に大切なことが別にあるということになるのか。もし武道が衰えてしまえば、その後に兵法者と称し、なでつけの髪型などになり、書物を懐に入れて、流派を立てるのが慣例となるのではないか。今、主君・武将・侍たちが上の者も下の者も皆が共に兵法を自分の本務として、それ以外の人たちの役目としないのが、武道の衰えない理由ではないか、と仰ったということである。

（田中伸卓）

下巻―第四五話

一彦坂浅右衛門、溝口小一右衛門、矢嶋左太夫喧嘩ハ浅右衛門娘、疱瘡ニテ死去イタシ候処、甚愁傷ツヨク、葬式モ出シ兼候ユヘ、両人色々申ナタメ候ヘ共、合点致サズユヘツヨク異見致シ候ヘバ両人ヱ打カケ、少手負セ候テ、座敷ヘカケ込、自殺イタシ候由、追テ両人共ニ、御暇下サレ、浅右衛門ハ先又兵衛兄ニテ、百五十石下サレ、又兵衛ハ其節表御小姓相勤申候小一右衛門ハ三百石ニテ御持筒、左太夫ハ御先物頭也、昇安院様御代ノ事也

［校訂］

①カ子→⑤兼　①手負→⑤少手負

［注釈］

○彦坂浅右衛門…諱は重英（「吉邦給帳」）、宝永四年（一七〇七）に家督相続（「姓名録」）。○溝口小一右衛門…諱は興之、享保一九年（一七三四）に家督相続（「姓名録」）。○矢嶋左太夫…諱は豊久（「姓名録」）、元禄一五年（一七〇三）に家督相続（「吉邦給帳」）。○又兵衛…彦坂又兵衛、元禄一「四年に小姓となり、それ以後は手廻となった（「吉邦給帳」）。○持筒…御持物頭。軍時には、弓・鉄砲を扱い、平時は屋敷奉行を兼ね城下諸屋敷の台帳を管理する（『福井藩史事典』）○御先物頭…下馬・切手の御門の警衛を務める（『福井藩史事典』）。○昇安院…松平吉邦。福井藩藩主。

［現代語訳］

彦坂浅右衛門、溝口小一右衛門、矢嶋左太夫の喧嘩は浅右衛門の娘が疱瘡で死去したのでとても悲しみが深く、葬式も出さなかったほどであったので、溝口と矢嶋が彦坂を慰めようとしたものの納得できず、強く諫めた

ところ彦坂が両人へ切りかかってしまったというものであった。すると彦坂が少し傷を負わせてしまい座敷へ入り自殺したのでその後二人にお暇が出された。浅右衛門は又兵衛の兄で一五〇石を与えられていた。又兵衛はその時表小姓として勤めていた。小一右衛門は三〇〇石で持筒を務め、左太夫は御先物頭であった。昇安院様の時のことである。

（倉田尚明）

下巻―第四六話

一探源院様御小姓、美濃部半七、滝主計、是モ御小姓相勤、半七病死仕リ、御不便ノアマリ、大安寺へ御香奠等下サレシ、然ル処死後ニ、半七手馴シ手道具等、御取アゲナサレ候処、主計ト衆道ノ密通ノ神文コレアリ、御憤リ遊バサレ、主計切腹仰付ラレ、半七ハ御香奠、御取揚ナサレ候由

［校訂］

①然ルニ→⑤然ル処

［注釈］

○美濃部半七…中巻第三七話を参照。美濃部家において半七は複数人が該当するが、このエピソードは吉品が君主時代のことなので、延宝三年（一六七五）に召し出された二代の茂清を指すか。○滝主計…「綱昌給帳」に一一〇〇石で記載があるが、その後の給帳には記載はない。○大安寺…光通の発願により明暦元年（一六五五）に創建。越前松平家の菩提寺。

［現代語訳］

探源院様の小姓であった美濃部半七、そして滝主計、これも小姓を勤めていたものだが、半七が病死したとき、探源院様は不憫に思われるあまり、大安寺へ御香典を下された。そのようななかで半七の死後に、半七が使い慣れていた道具などをお取り上げなされたところ、その中に主計との衆道としてひそかに通じあっていたことを示す起請文があった。探源院様はこのことをお怒りになり、主計は切腹を命じられ、半七は御香典取り上げとされたそうだ。

（中村　賢）

下巻―第四七話

一探源院様御在世、勢州ニテ、御国通用ノ似セ札致候ニ付、御使者市村勘右衛門遣サレ、死罪ニナリ候ヲ見申サズ候バ罷帰間鋪旨仰付ラレ、簀巻ニナリ候ヲ見届罷帰申候、勢州ハ所柄ユヘ死罪ノ分ハ悉クスマキニ致シ候由

［注釈］

○御国通用ノ似セ札…福井藩札の偽物。福井藩の藩札は寛文元年（一六六一）に初めて発行され、貞享三年（一六八六）の半知の折に廃された。その後の再発行は元禄一五年（一七〇二）であるため（『福井県史 通史編四』）、本話は昌親の治世（延宝二～四年（一六七四～七六））の出来事と考えられる。藩札は、通常は藩内でのみ通用するが、信用がある場合は領外でも通用し、福井藩札は石川、滋賀方面に通用域を拡大したと指摘されている（檜垣紀雄「藩札の果たした役割と問題点」『金融研究』八巻一号、一九八九年）。

○市村勘右衛門…「吉品給帳」に市村勘右衛門正清、三五〇石との記載あり。○死罪…罪人の命を奪う刑罰（死刑）の一種。牢内の刑場で首を斬り、田畑家財を没収、死骸を刀の試し斬りに用いる。「公事方御定書」（宝暦四年（一七五四）制定）には偽札についての規定はないが、「似金銀拵候もの御仕置之事　引廻之上　磔」とされており、偽札も同様の扱いと考えられる。例として寛政四年（一七九二）の伊勢国山田奉行の裁可において、偽の銀札を作成・使用した者が引廻のうえ死罪（打ち首）が挙げられる（『御仕置例類集（古例集）』拾之帖（巧事取拵之部　贋物拵又は取扱候類））。また、公事方御定書制定以前の各藩でも、偽札の犯人が磔・獄門に処せられた例がある（氏家幹人『江戸時代の罪と罰』草思社、二〇一五年。井上和夫『諸藩の刑罰』人物往来社、一九六五年）。○簀巻…人を簀に巻き包み、身体の自由を奪って水に投げ入れること。江戸時代において刑罰（私刑を含む）としたもの。類似の刑に柴で包んで水に投じる「柴漬刑」がある。○勢州ハ所柄ユヘ死罪ノ分ハ悉クスマキニ致シ候…伊勢国の「所柄」と「簀巻」の関係として「阿漕之浦」の伝説（＊）が挙げられる。この伝説は、室町時代から謡曲「阿漕」、江戸後期には能「阿漕」、『源平盛衰記』、『古今和歌六帖』などで一般に広まった。ただし、実際に伊勢国の諸藩（桑名藩、長島藩、菰野藩、津藩、久居藩、亀山藩等）で死罪を簀巻としたという事実は確認できない（『三重県史 通史編 近世1』三重県、二〇一七年。『伊勢市史 第3巻』伊勢市、二〇一三年）。

＊阿漕が浦は伊勢国阿濃郡（現 三重県津市）の海岸。伊勢神宮の膳部調達の地で禁漁区とされており、年に一度のほかは魚介の殺生は禁じられていた。ところが、ある漁師（平治とも）が、病の老母に食べさせる魚を捕るために密漁した。繰り返すうちに発覚し、捕らえられて簀巻にされ海に沈められた。

「南越雑話」輪読会　「南越雑話」（一一・完）

［現代語訳］

深源院様の御在世に、伊勢国において福井藩通用の藩札の偽札が作られたので、使者として市村勘右衛門が遣わされて「犯人が死罪になるのを見ないで帰って来てはならない」旨を仰せ付けられた。勘右衛門は、犯人が簀巻になったのを見届けて帰って来た。伊勢国はお国柄のため死罪の場合はすべて簀巻にしたということである。

（瓜生由起）

下巻―第四八話

一川崎何某御腰物役相勤、泊番ノ留守妾一人、下女一人、長屋ニ家来一人居候処、下女ヲ殺シ、妾ヲ階子ニク、リ付、金ノ有所ヲ承リ、盗取候上、妾ヲモ切殺、立去申候、翌朝右ノ家来何心ナク主人迎ニ参リ、供ニテ罷帰候処右ノ通、家来トモニ驚キ候様子、長屋ニ居、一向存セズ旨申聞候ヘトモ召捕ラレ、入牢仰付ラレ、夫ヨリ御足軽組、御徒歩目付ヘ仰付ラレ、長屋〻〻腰物改メ仰付ラレ候処、味岡彦太夫祖父召仕候八蔵ト申ス家来、長屋ニ血刀コレ有ニツキ、召捕エラレ、両人トモニ御詮議ノ処、川崎家来白状致候故、八蔵モ白状ニ及ビ、両人トモニ死罪ニ行ハレ候

［校訂］

①捕レ→⑤捕ラレ　①詮儀→⑤詮議

［注釈］

○腰物…大小の刀。御腰物奉行は、御数寄掛ともいい、御座所御門前の御腰物入御土蔵一切を預り守護していた（『福井藩史事典』）。川崎何某はその下役か。○妾…側室。同様の記事を収める「続片聾記」には「妻」と記されている。○御徒目付…御徒の中より命じられて御徒目付となり、御目付に属し小監察を勤めていた。○味岡彦太夫…味岡彦大夫久勝は、忠昌に召し出され、四〇〇石（「諸士先祖之記」「忠昌給帳」）。次の甚左衛門久之は、養子に入り（実父恒岡久右衛門）、寛永一八年（一六四一）に家督を継いだ。吉品の御付人になり吉江にて勤めたが、故あって御暇を申請している（「諸士先祖之記」「続片聾記」）。嫡男彦八久成も同時に仕えていたが、父とともに御暇となっている。その後、吉品が福井にて家督を継いだ後、久成は延宝三年（一六七五）に召し返されている。貞享四年（一六八七）には二〇〇石を知行（「諸士先祖之記」『藩士履歴』）。父子ともに御暇となった背景に、本話が関係しているのではないだろうか。なお、「続片聾記」には、同内容の記事とは別に、延宝四年（一六七六）一二月四日の記録として、「早朝川崎三郎助当番、留主（守）へ盗賊入、下女二人下男二人切殺立退候に付、御詮儀之処味岡彦八、本多源五衛右門家来に付舟橋に而磔」があり、関連性を検討する必要がある。

［現代語訳］

川崎何某が御腰物役を勤め、泊り番で家を留守にしていた時、妾一人、下女一人、長屋に家来一人がいたところ、何者かが下女を殺し、妾を階子にくくり付け、金のある所を聞き出し盗み取った上、妾をも切り殺し立ち去ったという。翌朝、右の家来が何食わぬ顔で主人を迎えに行き、お供をして帰ったところ、右の通りであり、家来も共に驚いた様子であった。家来は、長屋にいて全く知らなかったと申し述べたが召捕られ、入牢を命じられた。その後、御足軽組、御徒歩目付へ各長屋の腰物改めを仰せ付けられたところ、味岡彦太夫に祖父の代より召し仕えていた八蔵という家来の長屋に血刀があったので、召し捕らえられた。両人ともに取り調べたところ、川崎家の家来が罪を認めたので、八蔵も白状に及び、両人ともに死罪となった。

（内田好美）

下巻―跋

南越雑話之跋

予謹て大人氏春、家兄氏暢之先に著せる南越雑話を閲るに、古今之事を知るのみならず第一わが道の助となる事多し、誠に其志の厚きや父、父たれば子も子たりとやら云ん、又武備ある者ハかならず文事あるといゝしにもあたらんか、予其志を継んと欲すれども元より不才なれば及ばず、亦見覚きゝ覚たることも稀なり、父の前に侍る折から出話の事を書留置輒（たやす）く集てこゝに記す、定て聞あやまりは多からん、これを正すにも父いとまあらず、みる人正し給へ、寛延之初父初巻を著して、其後兄氏暢も其志をつぎ明和九年之頃中巻を著せし、予も又安永十年之春下巻を著して合て上中下三巻となすのミ

村田氏章撰

［校訂］

①予者志→⑤予其志

［注釈］

○大人…うし。師匠や学者に対する尊称。○氏春、家兄氏暢…村田氏春は氏章の養父氏純。詳しくは氏暢・氏章とともに「南越雑話」（一）の「はじめに―解題と凡例―」（『若越郷土研究』六二巻一号）参照。なお、春嶽公記念文庫本にはこの跋文の文末に著者村田氏章の年齢「二十五歳」と「安永十辛巳二月」の日付がある。○文事…学問・文芸などに関する事。『史記』のうち孔子の事績を記載した「孔子世家」の「有文事者必有武備、有武事者必有文備」によるもので、文と武は両者を兼ね備えなければならないとする（『新釈漢文大系 第八七巻 史記 七　世家 下』明治書院、一九八二年）。

［現代語訳］

謹んで師村田氏春、兄氏暢が先に著わした南越雑話を調べて見ると、古今のことがらを知るのみならず、第一に自らの生き方の助けとなることが多い。実にその志が厚いことでは、父が父であれば子も子であるとはいうまでもない。また武備ある者は必ず学問・芸術などにも優れているということでもあろうか。わたくしもその志を継ごうとしたが、もともと才が乏しくその域には及ばない。また見たり聞いたりして記憶していることもわずかである。父の前に近侍して出される話を書留めておき、たやすく集めてここに記した。おそらく聞き誤りも多いだろう。これを正そうにも父は多忙でその暇はなく、みる人がこれを正してほしい。寛延のはじめに父が初巻を著し、その後兄が志を継いで明和九年頃に中巻を記した。そしてわたくしも安永一〇年の春、下巻を著してあわせて上中下三巻としたのである。

（柳沢芙美子）

おわりに―活動の記録―

「南越雑話 ―翻刻と現代語訳―」は本号をもって完結となり、当「南越雑話」輪読会も本号への掲載をもって解散する。結果として、当会の活動は約九年間と比較的長期にわたり、いくらか輪読会としての方法や経験が蓄積された。そこで、当会のこれまでの活動を振り返り、この場をお借りして記録に留めておきたい。同様の輪読会を企画、運営される際などにも、参考になれば幸いである。

当会は福井県の歴史や文化に関する有志の研究グループ「『名無し』研究会」のサブ・グループとして、二〇一五年二月に活動を開始した。会員はのべ三一名で、研究や職場での交流、交友関係など、既会員が各自で自由に輪を広げていった。そのため、メイン・グループにあたる「名無し」研究会同様、多様な会員構成となり、輪読にも新たな視点をもたらす結果となった。

ちなみに「名無し」研究会との接点は、活動開始や本誌への掲載開始など、時時の案内が主で、相互に責任や義務はない。「名無し」研究会を経由せずに当会の会員となる場合もあり、半ば独立したグループとして自由に活動していた。なお、会員資格や会則、会費など、規制事項はない。

輪読はおおよそ月例で、最も多くの会員が出席しやすい第四火曜日を定例日とし、勤務時間外となる一九時から二〇時三〇分を既定の開始・終了時刻とした。はじめに担当者が資料（当初は原文と「意訳」「注釈」）を読み上げ、必要に応じて参考資料も活用しつつ報告

する、つぎに全員で質疑応答しながら疑問を解決していく、それを一話ずつ繰り返して読み進めていった。

なお、例会では質疑応答に時間を割いた。これは文章の読み解きや文意の汲み取り、原文の読点(担当者が打点)の位置による解釈の変化、意訳（＝現代語訳）における文章表現の工夫など、各自の研究や職務でも必要とされる能力の向上を念頭に置いていたためである。原文の書体がくずし字よりも楷書に近く、翻刻が比較的容易であったことも、これらを念頭に置いて進めてこられた大きな要因であろう。

開始から二年、二〇一七年三月に上巻の読了を機として、例会の成果を本誌で発表し、連載していくこととなった。ここで例会の資料の書式が確立され、掲載原稿の草稿の役割を果たすようになる。こうして例会から掲載までを一連の工程としたサイクルができあがり、当会が活動を継続していく上で、本誌での連載は大きな原動力となっていた。

転機はふたつあった。ひとつは本誌への掲載、もうひとつは新型コロナウイルス感染症の拡大である。全員がオンラインでの例会に出席できる環境にはなかったが、当時はそれから先どうなるか見当もつかなかったため、まずは継続を目指して、二〇二〇年四月にオンラインでの開催を試行した。

対面との感覚の違いから発言のタイミングを掴み兼ね、重視していた質疑応答も断続的になるなど、はじめのうちは探り探りであった。それでも、担当者による報告は対面と遜色なく、質疑応答も回を重ねるごとに違和感は解消されて軌道に乗っていった。その後のデジタル化の加速によって各種インターネットサービスが増加し、例会中に随時、情報を収集・共有できるようになって利便性が高まり、また会員は居住地や勤務地が域を跨いでいたため、規制緩和後もオンラインでの開催を基本とした。

ところで、対面では例会の前後が交流や情報交換の場となり、出席する会員にとって重要な意味を持っていた。オンラインでもその代替となる可能性を模索したが、最後までそうした場を作り出すことはできなかった。

こうして輪読してきた「南越雑話」は、もともと会員のひとりが個人的に読み進めていて、翻刻の蓄積があった。それが選定の大きな理由である。「南越雑話」でなくてはならない理由はなかったが、多彩な登場人物が多様な状況で織り成していく物語や著者の説く教訓は、現代人に理解しきれない部分も含めて、興味を惹き続けた。結果として「南越雑話」でなくては、こうして最後まで輪読を継続することはできなかったかもしれない。

（堀井雅弘）

［「南越雑話 ―翻刻と現代語訳―」掲載号一覧］

（一）第六二巻一号（三〇四号）解題、上巻序・第一話～一〇話
（二）第六二巻二号（三〇五号）上巻第一一話～二七話
（三）第六三巻一号（三〇六号）上巻第二八話～四四話
（四）第六三巻二号（三〇七号）上巻第四五話～五七話
（五）第六四巻一号（三〇八号）中巻序・第一話～一三話

（六）第六四巻二号（三〇九号）中巻第一四話～三三話
（七）第六五巻二号（三一一号）中巻第三四話～四六話
（八）第六六巻一号（三一二号）中巻第四七話～五九話
（九）第六七巻一号（三一四号）下巻第一話～一八話
（一〇）第六八巻一号（三一六号）下巻第一九話～四〇話
（一一・完）本号　下巻第四一話～四八話・跋

［会員（敬称略、五十音順、入会時氏名）］

石川美咲、伊藤大生、稲吉昭彦、入江隆亮、内田好美、瓜生由起、角明浩、北村明恵、木村美幸、九千房英之、倉田尚明、齋藤照徳、雀部有希、高岡萌、田川雄一、田中丈敏、田中伸卓、徳満悠、中西健太、長野栄俊、中村賢、橋本紘希、長谷川裕子、畑衣利奈、久角健二、平野俊幸、堀井雅弘、水野佑一、三好康太、柳沢芙美子、山田裕輝